«ふるさとお帰り支援事業補助金»

（１）対象となる方　・平成 28 年４月１日以後に、中津川市へ転入した 50 歳以下の方

※平成 30 年３月 31 日までに転入された方は、転入する前６カ月の間、中津川市に住所がない方。

平成 30 年４月１日以降に転入された方は、転入する前１年の間、中津川市に住所がない方。

・中津川市に定住する意思のある方。

・市税等の滞納のない方。

・令和３年３月末までに実績報告を提出できる方。

（２）対象となる住宅　・平成 28 年４月１日以後に建築、中古住宅等の購入、自宅等のリフォーム（契約日が平成 28 年４月１日以後）をしたもので原則、転入した方が所有しているもの

・建築、購入、リフォームにかかる契約金額が 80 万円を超えていること

・過去にこの補助を受けたことがないもの

・実家等のリフォームのときは、その建物を含む固定資産税の未納がないこと

（３）補助金の額　30 万円

※建築、新築住宅の購入、リフォームの時は中津川市内に本店のある事業者さんとの契約で 10 万円を加算

※中古住宅（空き家等）の購入で 10 万円を加算

«申し込み手続きの流れ»

（１）事業計画の申請　まずは、補助金の対象となる計画であることを申請してください

【必要な書類】計画認定申請書（様式第１号）

《添付書類》１　見積書（契約金額と内訳がわかるもの。各工事の明細の部分は必要ありません）

２　世帯全員の住民票　本籍・続柄が省略されていないもの

※　増改築される方は、リフォーム前の写真をご用意ください。（３）の実績報告時に必要です。

↓

（２）市は内容を確認し補助金の対象となると、ご本人様に通知します

↓

事業完了後

（３）補助金の交付申請と実績報告　申請した事業が完了したら必要な書類を添えて補助金の交付申請と実績報告をしてください（提出期限：令和３年３月 31 日）

【必要な書類】補助金交付申請書兼実績報告書（様式第５号）

《添付書類》１　世帯全員の住民票（事業計画認定申請時から変更のあった場合のみ）

２　工事請負契約書、売買契約書等又は引越し日の分かる書類等の写し

3　対象住宅の平面図

4　完成写真（リフォームの場合は、着工前と後の写真を提出してください。）

5　世帯全員の市税等完納証明書又は市税の未納がないことが分かる証明書
（申請時の属する年の１月１日以後に当市に転入した方は、転入前の住所地での完納証明）

6　誓約書及び同意書（様式第６号）

7　建物の所有者が分かるもの（増改築の場合のみ）

8　対象住宅を含む所有者の固定資産税の完納証明書
（増改築の場合で建物所有者が申請者と異なるとき。）

9　親族関係の分かる書類（所有者等が申請者と異なるとき）

10　その他市長が必要と認める書類

↓

（４）市は内容を確認し補助金の交付決定をします

↓

（５）補助金の請求　補助金の交付請求をします

【必要な書類】補助金請求書（様式第７号）

«その他、計画の変更や中止の時に必要な書類»

○計画が変更になったとき　※事業計画変更認定申請書（様式第３号）

○計画が中止になったとき　※事業中止届（様式第４号）

お問い合わせ*******
中津川市役所　定住推進部定住推進課
電話　0573-66-1111（内 324）
****